

工事の契約解除について

建設局道路部道路建設課で発注した「地方卸売市場鎌端1号橋補修工事（4-1）」の契約締結後に設計図書の誤りが判明したため、入札制度の公正性・透明性の趣旨に鑑み、契約を解除しましたのでお知らせします。

1 契約解除日

令和4年11月30日

2 契約解除の理由

入札時の予定価格算出に使用した単価と、公開した設計図書の見積単価に相違がありました。

契約締結後に予定価格と調査基準価格を見直した結果、入札期間中に公開した設計図書の見積単価が誤っていたことが判明し、誤った見積単価で積算が行われていたため、本来、落札者になることができないものを落札者として決定してしまったものです。

本来であれば、正しい見積単価による入札価格の積算が行われ、調査基準価格を下回った入札価格で入札した別の事業者を落札者として決定すべきものでした。

（参考）調査基準価格とは、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準の価格。

3 経緯

令和4年10月 4日	開札
10月14日	契約締結 (契約期間 令和4年10月15日～令和5年2月16日)
10月26日	設計図書に誤りがあったことが判明
同日	契約者に工事一時中止を通知
11月30日	契約者に契約解除を通知 (契約解除に伴う損害賠償については現在協議中)

4 再発防止策

今回の事例について、関係部署で情報共有を図るとともに、設計図書の照査にあたっては、改めて複数人で確認するようチェック体制の強化を図ります。引き続き、職員の適正な業務遂行に向け再発防止に向けた指導を徹底して参ります。